日本基督教団 北海教区 教会、伝道所の皆様 日本基督教団 北海教区に関係する幼児教育・保育施設の皆様

日本基督教団 北海教区 常置委員会

関係 幼児教育施設における「セクシュアル・ハラスメント」報道について

主の聖名を賛美します。

すでにご存知かと思いますが、3月5日付けで新聞・テレビ・インターネットなどにより、「北海教区に関係する幼児教育施設においてセクシュアル・ハラスメントがあった」という報道がなされました。 北海教区 常置委員会は、この件について3月12日の協議を踏まえ、この声明文をお送りします。

まず、以下の事実が確認されています。(1) 当該園 理事長が保育士一人に抱きつくなどの暴行を加えたとして、札幌区検察庁から略式起訴され、2024年1月末に札幌簡易裁判所から罰金10万円の略式命令が確定した。

次に、起訴された以外にも、以下の訴えがなされています。(2) 理事長は、2021 年頃から女性職員 9 人を個別に理事長室に呼び出し、抱きつくなどのセクシュアル・ハラスメントを繰り返した。

(3) しかし、園運営に責任を持つ園長・副園長は、被害の訴えに対して有効な対応をとらなかった。

そのような経緯の中で、昨年8月には、北海教区に対し、当該園 関係者から相談がありました。そこで、相談の一週間後に、北海教区 議長・幹事は、当該園 園長に面会し、事態の改善を求めました。しかし、その後も園内ではセクシュアル・ハラスメント被害の状況は正されませんでした。

現在、この件について、当該園 職員により結成された労働組合と、当該園 理事長・理事・評議員との間で団体交渉が行われています。理事長への厳正な処分を始め、セクシュアル・ハラスメントが放置されてきた経緯を検証すること、再発防止のための取り組みを講じること、誠実な謝罪と補償が求められています。

これらを踏まえ、北海教区 常置委員会として、以下のように判断します。

セクシュアル・ハラスメントが繰り返しなされたこと自体は言うまでもなく、助けを求める訴えに真 摯に向き合おうとせず、状況を放置したまま是正に向けて具体的な行動を取らなかったことには、重大 な過誤があったと言わざるをえません。

当該園 理事会には、責任に向き合い、謝罪を始めとして、誠実な対応をされることを望みます。

セクシュアル・ハラスメントを始めとする人権侵害は、今回、報じられた当該園以外でも日常的に起こりうるものです。私たちは、誰もが誤りうる存在であるとの自覚を持つことから始めなければなりません。これまで、北海教区では、こうした問題の起こることのないようハラスメント防止委員会を立ち上げ、相談窓口を設け、学びの機会を持ってきました。それにもかかわらず、今回の事案が起こってしまったことはきわめて残念です。今後は、北海教区の教会・伝道所、関係する幼児教育施設において、同様の人権侵害が起こらないよう、より一層の啓発と学びを続けることが必要です。

末筆になりますが、今、このときも被害に耐えつつ子どもたちへの保育を担い続けてくださっている 当該園 教職員の方々、不安を覚えつつも子どもたちを通わせていらっしゃる当該園 保護者の方々、い つもと違う様子であることに気づいているかもしれない当該園 子どもたちのために祈ります。また、 この状況を正そうと力を尽くしてくださっておられる方たちのためにも祈ります。

受難節の歩みを続けましょう。この主日も、イエス・キリストの福音が指し示す神の御心を求めたい と心から祈ります。